

# 市民監視のマイナンバー制度 =国民総背番号制社会へまっしぐら・・・

## 「自己情報コントロール権」を認めない裁判所、個人番号カード 2.

### 顔認証（生体認証）で一人ひとりを管理・監視

マイナンバー制度は住民一人ひとりに一生涯ひとつの番号(12桁)を付番し官民のあらゆる個人情報を国の制度の中に一元管理されるがゆえに国民総背番号制そのものであり、それは①個人のプライバシーへの侵害、個人情報への侵害であり②最も根源的問題である国民総背番号制としてヒットラーの社会のように国民一人ひとりを監視・管理する制度である。③具体的な危険性としてもマイナンバー制度の中に個人情報が収集・利用・公開されるために“情報の漏洩”の問題、“成りすまし犯罪”の温床となる問題がある。④しかもあらゆるセンシティブ情報を含めてデーターがビックデーターとしてグローバル企業に利活用されてしまうといった問題もある。

これら多くの問題がある“マイナンバー・マイナンバー制度の違憲性”を問う裁判が全国各地で行われていますが 2020 年 2 月 25 日東京地裁では「原告らの請求をいずれも棄却する」と原告全面敗訴となりました。あまりにも不当な判決に対し即日控訴が決定されました。(横浜地裁 2019 年 9/26 敗訴、名古屋地裁 12/27 敗訴)



顔認証の問題を語る石村さん

東京地裁判決の不当性・問題点を明らかにしたいと思います。

#### プライバシー権・自己情報コントロール権

原告が主張した憲法 13 条で保障されたプライバシー権=自己情報コントロール権に対して判決では“個人情報がみだりに取得・利用・開示・公表されない自由を保障されている”が個人に関する情報にはさまざまな類型のものがあるとして”自己決定・コントロールの対象がいかなる情報なのか明確に定まっていないので自己決定を行う権利を憲法 13 条は保障してはいない”と。

これではプライバシー権の内容を具体的な類型に限定し、基本的人権としての普遍的な権利として認めているのではなく個人の尊厳を尊重するにも自分の個人情報のあらゆる領域においてコントロール権・決定権が認められなければプライバシーそのものが十全に保障されないので?

#### プロファイリング

しかも原告がこの自己情報コントロール権に基づき主張している“政府が包括的な人格プロフィールを作成するために利用しようとすれば出来るような制度を構築されない権利”といったまさに国民総背番号制として国家権力による一元管理(プロファイリング)をプライバシー権が拒否しているといった点については、まったく判決の中で判断しないのは意図的にはずしたものなのか、それとも判断能力がないのか・・マイナンバー制度の核心について判断を避けたのは許せません。

#### マイナンバー制度の正当性

マイナンバー制度が正当である理由として、法制度としてそしてシステムとして正当性が認められるか否かと論点を絞っての判決。

制度上については、“マイナンバーそれ自体プライバシーに属する情報を含んでいない” “氏名等は秘匿性が高いとはいえない”といった判断の上で個人番号制度の目的①行政の効率化②公正な給付と負担の確保③手続きの簡素化による利便性の向上、はそれぞれ正当な行政目的であり問題ないと判断。

《費用対効果》については実際の効果を示さず(示すことが出来ない)、国が以前試算して 1 兆 1500

億円とか 3 兆円とかあるといつてることをもって目的が正当と判断。これでは主観的効果願望を言つていればよいことになってしまいます。

《行政の効率化》についても、各自治体における“生活保護制度のためにはマイナンバー制度は使われていない”“申請・届出など以前と変わらず紙の情報で出来る”といった事実を認めて「それはいまだ過渡期状況にあるからで、だからといって効率化の立法目的に資さないものではない」とこれまた現実ではなく政府の主観的願望をもって目的の正当性を認めている。…??

《共通番号法 19 条 14 号》の刑事事件の捜査における個人番号利用は、マイナポータルでも本人がその使われた内容が分からぬし、個人情報保護委員会のチェックもないで問題だと原告が指摘している点については、判決では“捜査機関において少なくとも従前と同様の捜査手法を用いた犯罪捜査を行う必要”と“個人番号を用いることが出来る場面を限定する共通番号法”を調整するための規定であってなんら問題ないと。

捜査のためには DNA 生体認証すら法律の根拠もなくあつめられている現実(警察庁で 120 万件収集)、GPS をあるいは通信傍受の拡大された中で特定個人情報を捜査機関が集めることができるとするこの規定こそマイナンバー制度の根源的な問題すなわち国家による個々人の情報の一元化=国民総背番号制の一角を示すもの。それゆえ 19 条 14 号の正当性を“捜査手法”でしか語れないのでは?

マイナンバー制度が国民総背番号制ではないと言わんとして 苦慮している様子がシステムの正当性を語る判決の中にも読み取れます。

《マイナンバーでなく、機関符号・公的個人認証で》

情報提供ネットワークシステムは“機関符号”によって情報連携するし中間サーバーは分散されているから分散管理である。だから情報が芋づる式に引き出される構造ではないと判断。



しかし情報連携のために使われる“機関符号”も“団体内宛名番号”も『住基コード』から作り出されるものであるし、“マイナンバー”も住基コードから作り出されるのだから住基コード・マイナンバーが一体となって“住基ネットとマイナンバー制度”が作られこれを総務省という国家が一元管理している仕組みであることは明らか。

更に、“健康保険証としてマイナンバーカードが利用される”とセンシティブ情報である医療情報がすべて収集されてしまう。情報連携の手段であるマイナンバーカード内にある“公的個人認証(シリアル番号)”は住基コードから導き出されるもの。しかもこの公的個人認証については法律上の規制はまったくなく自由に使えることから国によって社会保障・税・災害だけでなく健康・金融・ポイント・思想・購買行動などあらゆる情報を一括して管理・監視する制度が作り出されてしまうのです。

#### 顔認証・生体認証

裁判の 10 日前の市民集会(2/15)でこれらの問題点が議論されました。

マイナンバーカードが健康保険証として利用されると、個人別化された被保険者番号=医療ID と公的個人認証との結びつきでセンシティブ情報がビックデータとして収集される問題点、又、受診時医療機関での顔認証による本人確認は人間の尊厳の視点からも問題であると指摘批判されました。

石村さんからは米国すでに生体認証(顔認証など)に対する規制の法令が出来ているのに、日本では顔認証の機械を医療機関に無償(1 台 9 万円を 22 万箇所)で配布しようとしている政府の今の政策から国が何を狙っているか明らかにはずと。

住基ネット合憲判決(H20)の条件と抵触する“①機微情報を扱う②民間でも使う③データマッチングする共通番号制度”的違憲性は明らかです。

「民主主義と自治そして平和主義」ふじしろ政夫 047-445-9144

\*活動報告ホームページに掲載「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセスできます。